

船舶事故調査報告書

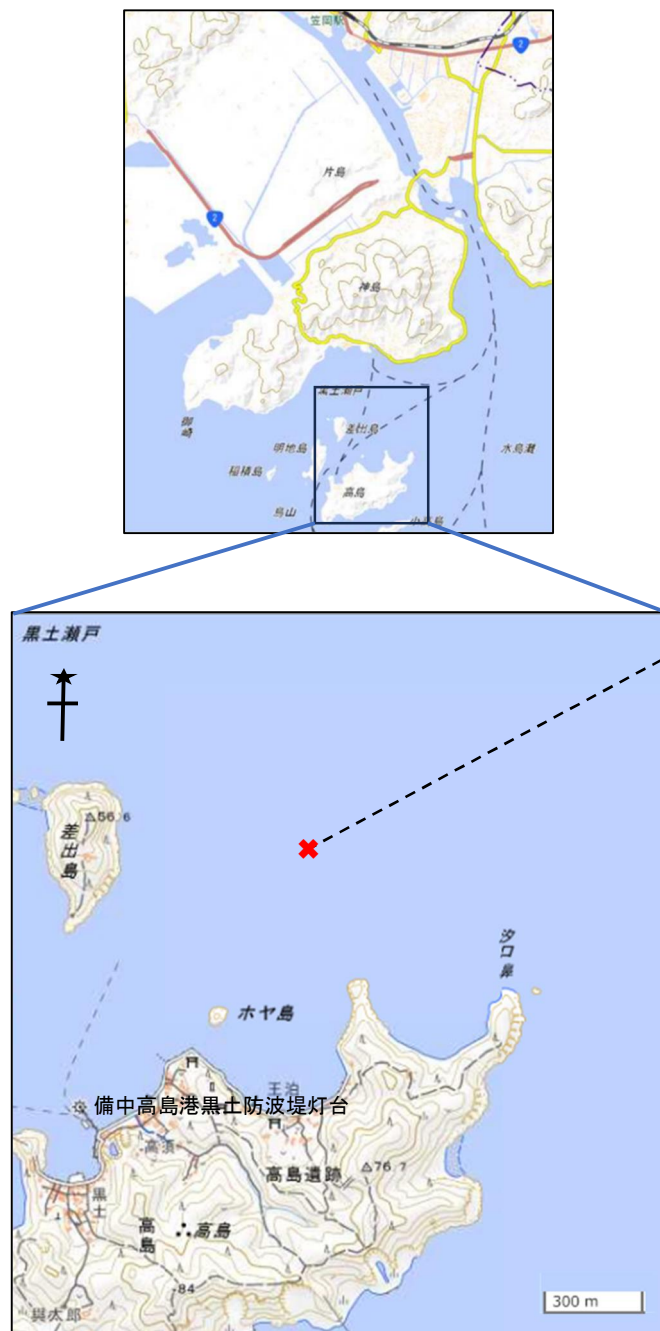
令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和6年10月18日 18時16分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市高島北方沖 備中高島港黒土防波堤灯台から真方位043°1,100m付近 (概位 北緯34°26.4′ 東経133°30.7′)
事故の概要	救急艇みたけは、西南西進中、のり養殖施設に進入し、同施設を損傷した。
事故調査の経過	令和6年11月15日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	救急艇 みたけ、19トン
船舶番号、船舶所有者等	273-14229岡山、笠岡市
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 アンカーロープに切損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時 日没時刻：17時28分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、救急隊員等（以下「同乗者」という。）5人を乗せ、航行訓練の目的で、笠岡市高島港に向け、令和6年10月18日18時00分ごろ笠岡市笠岡港笠岡地区（以下「住吉港」という。）を出港した。 本船は、船長が操船に当たり、レーダー、GPSプロッター及び監視カメラを作動させ、約25ノットの対地速力で西南西進した。 船長は、高島北方沖を航行中、前路に数個ののり養殖施設に設置された灯火（以下「本件灯火」という。）を認めたが、のり養殖施設が敷設されている海域より北方にあると思ったので、漁網の灯火と思って左転し、18時16分ごろ本件灯火を右に見て航行した。 船長は、本件灯火付近を航行した際、レーダーを見ていなかった。 本船は、18時20分ごろ高島港に入港し、離着岸の訓練を行った後、住吉港へ向け18時40分ごろ高島港を出港し、19時05分ごろ住吉港に入港した。 船長は、着岸時に船体に異常な振動を感じて、19日09時20分ごろ調査したところ、推進器にのり養殖施設のアンカーロープらしきものが絡まっているのを認めた。 船長は、本事故の発生を海上保安庁に通報するとともに、高島北方

	沖ののり養殖施設所有者に連絡し、同所有者がのり養殖施設（以下「本件施設」という。）に損傷を確認した。 船長は、本件施設付近の海域を夜間も含めて頻繁に航行しており、同海域にのり養殖施設が敷設されていることを知っていた。 船長は、本船に船長として約１年６か月間乗船していた。 船長の体調に異状はなく、本船の機関、設備等に不具合はなかった。 本船のＧＰＳプロッターには、のり養殖施設の敷設場所等は入力されていなかった。 本件施設所有者によれば、本件施設は区画漁業権免許区域内に敷設されていた。 （付図１ 事故発生経過概略図 参照）
分析	本船は、高島北方沖を西南西進中、船長が、のり養殖施設の敷設されている海域をＧＰＳプロッター等で確認していなかったことから、本件灯火を認めた際、漁網の灯火と思って左転し、本件施設に進入して、本件施設を損傷したものと考えられる。 船長は、灯火がのり養殖施設が敷設されている海域より北方にあると思ったことから、本件灯火を漁網の灯火と思ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、高島北方沖を西南西進中、船長が、のり養殖施設の敷設されている海域をＧＰＳプロッター等で確認していなかったため、本件灯火を認めた際、漁網の灯火と思って左転し、本件施設に進入して、本件施設を損傷したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、養殖施設が敷設された海域を航行する場合、慣れた海域であっても、船位を確認し、養殖施設から十分離れて航行すること。

付図1 事故発生経過概略図



(国土地理院電子版地図より)